

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(9)

2. 日時

令和5年5月25日(木) 10時35分～11時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、内海安全審査官、

青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

伊藤取締役常務執行役員

白神執行役員 品質・安全管理室長

塩田執行役員 熊取事業所長

熊取事業所担当部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 : H-23008 資料1【審査会合資料】新規制基準に係る保安規定の補正について

資料2 : 参考資料1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料3 : 参考資料1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

資料4 : 参考資料1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

資料5：H-23010 「原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書（補正申請を含む）」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

時間	自動文字起こし結果
00:00:01	規制庁の鈴木です。
00:00:04	本日は原子燃料工業株式会社熊取事業所の
00:00:09	保安規定の変更認可。
00:00:11	申請に係るヒアリングを行いたいと思います。
00:00:18	内容二つありまして、一つ目は
00:00:22	5月29日に予定しております審査会合の資料の確認です。
00:00:28	夏目が、
00:00:30	3S 影響評価に係る
00:00:34	報告書の評価書の
00:00:37	わかる確認です。
00:00:39	衛藤。
00:00:42	審査会合資料についてちょっとこちらから
00:00:50	確認、
00:00:51	させていただきますが
00:00:53	3S 影響評価の方につきましてまず簡単に、
00:00:58	事業者の方から説明いただきたいと思います。
00:01:03	ではまず
00:01:05	審査会合資料についてこちら確認を。
00:01:08	させていただきます。
00:01:21	僕ら 1000 年、
00:01:23	事業費の節減を求めているってこと。はい。
00:01:28	天羽氏から。はい。
00:01:43	3 番から。
00:01:46	はい。
00:01:47	すいません衛藤中長期でございます審査会合資料の H23008 に関して確認をさせていただければと思います。
00:02:04	こちらの
00:02:06	7 ページ目。
00:02:10	の確認になりまして、
00:02:12	ここで赤字で追記されているものっていうのは、前回の第 1 回審査委員会新生会審査会合資料から追加されているところ。
00:02:21	と思いますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:23	こちらの赤 G のみが追加対応ということで整理されているという理解でよろしいでしょうか。
00:02:34	原子燃料工業藤原でございます。今回ですね追加で確認をしたところがこの赤字の 0102。
00:02:44	ただ資料作成確認にあたってはですね、この両括弧 1 から 4 までもすべて行った上で、①②を重点的に行ったというところになります。
00:02:57	以上です。
00:03:03	規制庁青木です。はい、わかりました。
00:03:12	いや 5 項も一連の流れとして今回改めて確認されたという理解でよろしいですね。
00:03:21	はい原子力興行藤原氏のご理解の通りになります。
00:03:25	はい。
00:03:27	安芸。
00:03:37	すいません。
00:03:39	規制庁宇田ですけれども。そうすると 7 ページのフローでえっと、もう幾つか追加で確認なんですけれども、
00:03:50	例えば
00:03:53	一番左側の要点の観点というところで、2 番目で記載されている、
00:04:01	内容という。
00:04:04	内容はですね今回追記された丸一井と同じような内容。
00:04:11	のように読めたりとかですね、2 番目と 3 番目に書かれてる記載は、②で追記されたところの内容と、同じような内容ということに読み取れるんですけれども、
00:04:24	ここのところは、改めてというか、明示的に我々からのコメント等を踏まえて、明示的に
00:04:34	衛藤支店観点を追記した上で、
00:04:40	再点検を実施したということで、追記されたというふうに理解しましたけれども、それでよろしいですか。
00:04:51	原子燃料工業藤原でございます。ご理解の通りになります。ただ我々の方もですね例えば、両括弧にいてですね、各条文で要求事項への対応が非常にとれることということでは確認はしてたのですが、
00:05:06	やはりちょっと確認の視点が甘いところがございまして、そういったところをですね、集中的に確認するためにですね、保安規定の記載がですね、ここに書いております条文。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:20	添付図表、別表図がですね許可設工認の記載とですねきちっと整合してるといところまでですね、確認をし直したところですよ。これにつきまして
00:05:31	前回の審査会合でのですね指摘事項を受けて、我々なりに原因とかそういったところをですね、踏まえて行った内容でございます、
00:05:42	審査会合ところの原因と対応については5ページ6ページに書いてございますが、そういった内容で、1と2を追加します。
00:05:52	ただちょっと今ご指摘いただいてですね、ちょっと表し方がですねちょっとよくなって、例えば、両括弧2の下に①を書くとかですね。
00:06:04	ちょっと両括弧3の下2を書くといったところの方がですね、ちょっとこのフロー図のがご理解していただきたいのかなと思ひまして、ちょっと見直したいと思ひております。
00:06:16	はい。以上であります。
00:06:20	規制庁がですね、状況としては理解しました。
00:06:27	江藤再点検実施するにあたって、何かあれですか体制だとか、そういうものを従前やられてたところから最低限実施するにあたって、何か強化したとかそういうところで、
00:06:41	追加で何か付け加えると、説明いただけるものがあれば教えていただきたいんですけども。
00:06:50	原子燃料工業藤原でございます。
00:06:53	今回ですね、我々審査会合でのご指摘の点につきましてはですね、体制が不十分だったというよりですね、むしろチェックするときの視点の
00:07:05	1点がですね不十分だったというところがあつてですね、体制は従前通りの体制で行つております。ただ、そのチェックにあつてですね、
00:07:16	例えば確認チームでございますが、そこのチーム長といひますか品アンカ必要になるんですが、土肥帆葉室長がですね
00:07:26	チーム員に指示する時に僕はですねこういう視点できちつと説明するようにといひのをですね、者、チーム員にですね、きちつと説明した上で確認してありますし、
00:07:40	あと例えば、両括弧3の紐づけの下位文書の紐づけといひところにつきましてですね、事業所の関係者がチェックするわけなんですけど、そういう事業所の方で手順書、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:07:53	実際見て作業する部署とかですね、そういったところにつきましてはですね、体制は従前と一緒になんですが、きちんと所長、医師の方からですねそういったところを、
00:08:04	情勢的に説明するよう、確認するようにといったですね、指示をした上で行っております。
00:08:11	以上になります。
00:08:14	規制庁側です。対応状況としてはわかりましたので、資料一部修正が入るということであれば、
00:08:24	適切に適切に言えば修正した上で担当者の方に連絡いただければと思います。
00:08:33	原子燃料工業藤原でございます。承知いたしました。
00:08:37	かぶっちゃって、新保さんの資料に、対象は、
00:08:43	私からは以上です。
00:08:54	その他審査会合資料について、
00:08:58	規制庁側から何か確認ありますか。
00:09:17	仲野さんとか大丈夫ですか。
00:09:19	今、切れちゃって、
00:09:20	秋田。
00:09:23	特にありません資料については、
00:09:27	はい。
00:09:28	規制庁内海まで続いて、参考資料を1-1に移りたいと思います。で、ちょっとまず私から動きをちょっとお伝えしますので、適時直しておいていただきたいと思い、思ってます。
00:09:43	参考資料なんですけども、1-1の通しページ、20、そしたらページ数23ページです。
00:09:52	23ページ目の、
00:10:05	これ右枠の方に関係下部規定等ってあるんですけど、しょうもないことなんですけど一番下の隅括弧の中の、
00:10:14	最後の方事項を定めるっていうところに5が二つ並んでるんで片方消しておいていただければと思いますけど示します。
00:10:25	原子燃料工業、内海でございます承知いたしました。お願いします。で、同じようなちょっとしょぼい動きなんですけど、参考資料1-1同じ資料で、63ページですね。
00:10:38	63ページの左側の数字言うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:10:44	2号、22-9棟、22のHatch今両方なんですけど、
00:10:49	ここも右端の関係下部規定等のところの記載で、隅角の白2、
00:10:55	点が、何か出てるのが1あって、大きいかなと思うんで、これも線は消すと渥美小代の点は消しておいていただければ、
00:11:15	富川天台電力
00:11:19	はい、原子燃料工業内海でございますご指摘の点承知いたしました適切に修正させていただきたいと思っております申しわけございませんでした。以上です。はい、規制庁ず水了解しまして
00:11:30	もし他の場所も同じような、同じところだったらこちらで直していただきたいので今の会合前に、今一度ちょっと見直しをしておいていただければと思います。
00:11:40	あと最後の誤記関連、最後1個お伝えしますけど、
00:11:44	同じ参考資料1-1で、65ページと66ページを見ていただきたいんですけど、
00:11:53	まず65ページ。
00:11:56	ですけども、
00:12:02	1066ページの方へ行くと、66ページの関係下部規定等のところですけど、
00:12:14	ここで
00:12:19	少々お待ちください。
00:12:25	移してしまう。
00:12:26	大柱違う。
00:12:56	青木。
00:12:58	あ、失礼しました規制庁済みです。
00:13:01	資料参考資料1-1のSD66ページの2-22の中の鈴木ってやつ、上が全部終わったところの、一番右側の関係下部規定等のところで、
00:13:13	この22の中の鈴木の様子の一番最後の、
00:13:19	資料で大体真ん中辺りですけど、右側に勝見(4)手順書の整備にっていうところが、
00:13:26	ある、ありまして、
00:13:28	その中の手順整備の(8)の部分、今
00:13:32	青字は青字である給気口及び排気孔の防火ダンパの閉止っていうのを追加してる枠があると思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:13:39	ここの両括弧 4 の塗料 8 のところの記載のこの青字の追加部分なんですけど、これ 1 個前のページ 65 ページを見ると、
00:13:51	同じようにこれ 65 ページの方も、
00:13:58	下の方から 2 行目のところですね右側のところで、両括弧 4 の手順書の整備の (8) っていうのがあるんですけど、こっちがだと
00:14:07	次のページと合わせた大井 SE がおっしゃる給気口及び排気孔の防火ダンパ警視っていうのが、抜けちゃってるので、多分これ古い方の
00:14:16	記載だと思うんですけど、ということでちょっとこれは、
00:14:21	2、65 ページの方の、
00:14:25	22 号中の部分の右端の下から二つ目の枠の、両括弧 4 の手順書整備の両端のルール記載はちょっと新しい記載に、
00:14:35	修正いただければと思うんですけど、この点隈元にいかがでしょうか。
00:14:43	原子燃料工業藤原ですご指摘の点ご指摘の通りでございまして、ちょっと誠に申し訳ございません。同じようなところがないか再度ですね、
00:14:54	確認して修正版をお出しさせていただきたいと思います。以上、以上です。
00:15:01	規制庁堤ですよろしくお願ひします。
00:15:08	すいません規制庁青木でございます参考資料 1-1 に関連して確認をさせていただきたいんですけども
00:15:15	参考資料 1-1 の 14 ページ。
00:15:20	になりまして、
00:15:22	こちらの、
00:15:25	本市理由 50 条のところ、ナンバー 4 の、
00:15:29	-20 のところになります。
00:15:36	こちらで衛藤、また保安規定第 50 条のところから確認させていただきますけれども、
00:15:42	江藤放射性物質濃度が高くなる恐れのある作業。
00:15:49	というのは、
00:15:52	許可や下部規定の内容を踏まえるとウラン粉末の飛散を想定した。
00:15:57	ウラン粉末の飛散裏の粉末が飛散する恐れのある作業。
00:16:04	どう解釈していいのかなというふうに考えているんですけども、その辺をですね許可とか、下部規定とか、あわせて、
00:16:13	ちょっとご説明をいただければと思います。
00:16:26	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:16:30	はい。
00:17:16	あ、失礼いたしました原子燃料工業の岡留でございます。
00:17:22	保安規定の条文、一時的に放射性物質濃度が高くなる恐れのある作業につきまして、我々考えてございますのが、
00:17:32	設備、
00:17:34	通常、囲い式フードで囲われてるような設備の内部の
00:17:40	放射性、
00:17:42	物質ウランを取り除くようなクリーニング、作業。
00:17:46	ですとかまあ、ちょっと、ちょっと補修の工事等ある場合にですね、
00:17:52	ウラン粉末を取り扱ってる風土が一時的に開放状態になりまして、
00:17:59	そういったものが、
00:18:02	空気中にメイン。
00:18:05	青木さんおっしゃっていただいたように、飛散するような、そういった場合を一時的に放射性物質濃度の、
00:18:12	高くなる恐れのある作業と、
00:18:15	考えてございます。もちろんそういった期間、
00:18:19	そうですね。防ぐために、簡易的な風土を、
00:18:23	設置して
00:18:25	また簡易的な風土の中で作業する場合は、
00:18:29	社員業務従事者に、
00:18:32	内部被ばくの防止のために、
00:18:35	呼吸報告を着用させるといったことを規定している。
00:18:39	そういったことを考えてございます。以上です。
00:18:45	規制庁大木です。ありがとうございます。今ご説明いただいた点なんですけれども、資料上の確認ということでちょっと理解を確認させていただくと、
00:18:55	まず、14ページのところで、4-20のところの許可、
00:19:00	のところですね、ここで、設備のクリーニング工事等で、裏の粉末、
00:19:08	を囲い式フードに取り扱うことが困難な場合ということでウラン粉末を想定してますということ。
00:19:14	が、確認できるかなと思っております。また呼吸保護具を着用というふうにおっしゃった、書いてあるのでこういうところからの飛散というものに対する対策か等、推測はできるんですけども、
00:19:24	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:19:26	ちょっとまた飛びまして48ページ。
00:19:29	確認をいただければと思います。
00:19:37	48ページの18-3の、
00:19:40	こちら50条のところ、今度は下部規定のところを見ていただきたくて、
00:19:48	上の方になりますけれども作業者は、
00:19:53	から始まるところに、この、
00:19:56	対策ってところで低減、被ばく低減というところと、汚染拡大防止というふうに書いていて、こういうところからの飛散。
00:20:04	大隈衛藤想定しているというところは、
00:20:08	そう。
00:20:10	そう推定はできるんですけども、そういうことなんですかね。ちょっと
00:20:16	意図としては、
00:20:19	適切性に公費さんというところが
00:20:22	この50条の株主権からは確認できないので、
00:20:27	もし必要であれば、飛散という言葉、下部規定にですね、入れていただくとかその辺をご検討いただきたいというふうに考えているんですけども。
00:20:39	いかがでしょうか。
00:20:44	原子燃料工業の要でございます。
00:20:47	今ご指摘いただいた通り、これは粉末の飛散を想定した対策でございます。我々の方針としまして下部規定で
00:21:01	現行性のある下部規定とするために規定の方に詳細化するという方針で、
00:21:10	管理してございますので、ご指摘いただいた通り、下部規定の方に、
00:21:15	どういった場合を想定しているのか、つまりウラン粉末の飛散を想定しているというので明確化させていただきたいと考え、
00:21:25	以上です。
00:21:27	市長大城でございます。
00:21:29	対応のぜひどうぞよろしくお願いいたします。
00:21:35	規制庁の鈴木です。
00:21:39	介護資料についてその他何か確認ありますでしょうか。
00:21:44	町側からあります。
00:21:48	育てない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:21:50	では、
00:21:52	事業者側からも、
00:21:54	追加の確認って何かあります。
00:22:00	原子燃料工業でございます。事業者側からも特にございません。はい。
00:22:05	規制庁の都築です。では
00:22:08	提出。
00:22:10	していただいた資料、H23010の、
00:22:14	3Sの
00:22:15	評価書ですけども、それに、この資料について、事業者側から簡単に説明をお願いします。
00:22:26	原子燃料工業の岡田です。
00:22:29	提出しました資料につきまして説明いたします。
00:22:33	こちらの資料ですけれども、原子力安全核セキュリティ及び保障措置の総合連携の取り組みとして、このたび原子力安全に係る
00:22:45	本規定変更認可申請、
00:22:48	町、
00:22:49	申請したことに伴いまして、当該申請書の内容に関して、核セキュリティ及び保障措置へ影響があるかどうか。
00:22:59	ということをもとめております。
00:23:03	影響の主な確認方法といたしましては、他恒設に対して求められていますカッコセキュリティ上及び保障措置上の
00:23:14	措置、防護措置が、
00:23:16	保安規定変更認可申請書の変更内容によって、脆弱化されることがあるかどうか。
00:23:25	ということを確認の項目、関連を定めまして、評価いたし、
00:23:32	ました。
00:23:33	保安規定変更認可申請書の変更内容につきましては、
00:23:39	設工認申請書で行いました調査設計及び工事等の結果、
00:23:46	図表や条文に反映させること。
00:23:52	と、保安管理組織の変更を行ったことにあります。
00:23:59	保安規定変更認可申請書を
00:24:02	起点にしまして、核セキュリティ及び保障措置上の防護措置に係る
00:24:09	設備の新設や改造等の工事が行われたという。
00:24:15	わけでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:24:18	今回なく、
00:24:19	ないということと、保安管理組織の変更に伴いまして各席率及び保障措置上の措置に係る体制が脆弱になるということは、
00:24:29	ないということとを、
00:24:31	から判断しまして、全体として、今回は、
00:24:37	影響はなしと、結論としております。
00:24:43	なお本
00:24:45	本管理組織につきましては、核物質簿5規定及び、計量管理規定に今後反映させる。
00:24:55	ということとしております。
00:24:57	説明は以上です。
00:25:02	規制庁の鈴木です。
00:25:05	では、
00:25:06	規制庁側から確認をお願いします。
00:25:10	規制庁の沖でございます。こちらの資料について1点、
00:25:17	今回保安規定の申請書に対しての
00:25:22	核セキュリティと保障措置への影響というのを確認していただいておりますけれどもこの保守、保安規定認可申請書というのが、どれに対する影響の評価をしているのかというのがわからないので、今回の
00:25:35	申請であるということがわかるように、事業者の文書番号とかをつけていただくとか、していただいでですね得ていただく。
00:25:44	いきたいと考えております。
00:25:51	原子燃料工業の加賀です。はい。今申請書ということの申請に、そういう方に
00:26:02	AIDの変更認可特定できませんので、その辺り明確にしたいと思います。
00:26:09	はい、どうぞよろしくをお願いします。
00:26:15	すいませんと原子力規制庁の内海です。資料を今回作成ありがとうございますので。そうすると、念のため細かい確認をさせていただきたいんですけども、
00:26:27	今回作成いただいた資料につきましてですね下側の枠で、
00:26:32	今日の積算いただいておりますけど、図2点ご説明いただきたくて、まず1点目がですねこの項目の抽出の考え方はどういうふうに
00:26:43	考えてこのFPで見て、SG、4点、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:26:47	抽出したのか説明いただくとともにですね。
00:26:50	その他の項目のそれぞれの判定の、
00:26:54	考え方、なんでこれ判定上、それぞれ項目ごとに判定上、意見はなしとしたのかはちょっとそれぞれ簡単にご説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。
00:27:11	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
00:27:53	ようやっと、
00:28:01	原子燃料工業の岡田です。まず1点目のこちらの掲げましたの確認項目ですね。
00:28:10	核セキュリティに店頭保障措置4点につきましてはですね、さっきの
00:28:17	その下、原子力委員会での
00:28:23	このIIASの長報告、
00:28:26	の
00:28:28	につきまして令和5年4月25日の規制委員会の中で、取り組みの対応状況ということは、説明があり
00:28:39	資料の中におきまして、
00:28:42	具体的な事例としまして別表の中でですね、
00:28:47	原子力安全からですね失格セキュリティと保障措置への影響を与える事例ということとか、こう書かれておりましてそこを、
00:28:58	におけます、
00:29:01	事例の項目ですね。それとリンクさせるようにしております。核セキュリティですと防護対象の追加。
00:29:14	等を、あと侵入防止体とか、薬のですね、
00:29:18	保障措置に関しても同様に
00:29:22	AA、A2、菅いろいろな考えで4点に絞っております。
00:29:29	そ、そうしましてこの確認項目に従いまして今回の
00:29:36	方、保安規定申請書での申請内容、
00:29:41	照らし合わせまして、
00:29:46	まずはそういった
00:29:48	防護対象設備が追加されたり、新校舎とそういったハード面ですねそういった点に関しては、この本で申請書の中で新たに工事が発生するだとか、
00:30:02	設備をソフト対応として設置するとかそういう点がないということから、影響はなしと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:30:11	しておりますそれ、それらのハード対策についての
00:30:17	検証はですね、これ、本件申請以前の設工認、
00:30:23	認可申請書とか事業許可申請書の段階で検討して、それぞれ対応しておりますので今回の保安規定変更申請をした。
00:30:36	ところでは
00:30:39	この影響はないという判断をしております。
00:30:43	等ですね。
00:30:44	この管理組織が、その他に、
00:30:49	いたしましても、これまでの本管理組織で、具体的に業務部長が業務の管理部長所が、
00:31:01	環境安全部長に変わるなど対応者が変わるってということだけで知って、人が減るとかそういった RELAP 化する方向に行っておりませんので影響はないということで判断。
00:31:14	そして最終的に
00:31:16	全、全部影響の有無ということでなしということで判断しております。以上です。
00:31:27	規制庁大津です。
00:31:30	城泉谷ご説明ありがとうございます。了解です。
00:31:33	すいませんりよその上でちょっと 1 点だけ確認なんですけども、用語だけなんですけども、
00:31:39	今いただいているこの資料で、SG の関連の丸一井のところで、
00:31:45	設計、
00:31:47	情報質問書 BI9 ってあるんですけど、
00:31:50	何か実用炉とかとか試験の方で結構、言い方がこれ違いまして、
00:31:55	例えばこの試検討とかですと、設計情報質問票とかっていうんですけど、これは設計情報質問書っていうのは熊取さんの方で、の方で、
00:32:06	衛藤。
00:32:07	普段使用している要望ってということでよろしいでしょうか。
00:32:14	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:32:38	原子燃料工業の平澤です。
00:32:41	ほとんどご質問の件。
00:32:44	弊社では通常そのまま以外、IQ を損してまして、設計情報とも呼んでます。
00:32:53	情報。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:32:54	藤。
00:32:55	というのが、
00:32:56	便宜的な名前だとこちらの設計情報、もしくはCIQという形で、そうして しております。
00:33:04	そうでございます。
00:33:06	規制庁堤です。了解。
00:33:10	特に、間違えてなければ大丈夫なので
00:33:14	普段っていうかこれをここでずっと使うことがありますんで、使ってる 要望であれば問題ない。
00:33:24	御社について私から1、
00:33:26	1個。
00:33:33	これは、高岡原子燃料工業でございます
00:33:39	いや、原子燃料工業藤原です。もう一度ですねきちっと確認してもし間 違いが間違いといえますか、ちょっと
00:33:48	見直しが必要であれば、またちょっと訂正させていただきたいと思いま す。もう一度ちょっと確認します。どうも失礼しました。
00:33:57	了解です。
00:34:00	規制庁の鈴木です。
00:34:02	この3Sの提出資料についてその他何か確認ありますか。
00:34:08	宇野さんあります。
00:34:16	事業者側からも、特にも、
00:34:19	ないでしょうか。
00:34:23	原子燃料工業でございます。事業者側からも、特にございません。
00:34:27	はい。
00:34:28	規制庁の鈴木です。では、その他、
00:34:31	規制庁側から何かありますか。
00:34:42	あ、規制庁を費やす
00:34:45	資料とは関係ないんですけども、
00:34:48	他の保安規定のシーンさあで、
00:34:51	においてですね
00:34:53	これは事業許可の審査で出していただけてますけど審査の最後の段階 で、まとめ資料、補足説明資料を提出いただきたいと思いますと考えてます。
00:35:04	で、若干これすでに担当者間では申し入れをされてるところですけど も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:35:11	なんで審査会合が終了した後のタイミングどっかですね、
00:35:18	まとめ資料補足説明資料出していただきたいと考えてまして、一応現時点で考えてる中身としましてはですね、参考資料の1-1、それから1-21-3。
00:35:30	それから今回のサイエンスの評価書で最後に今回の変更を踏まえて、今後作成する保安規定の官報案。
00:35:40	5セット、
00:35:42	本編の資料見ると、
00:35:44	後でちょっとプラスコメント回答資料ですね、コメント資料は何回かいただいていますけど、それを全部チェックしたもの。
00:35:50	で、防災は江藤なんで、記録県の資料を最後、
00:35:56	聞きいただきたいと考えてまして。
00:35:58	ちょっと中身はこれで思ったのについていうか、衛藤。
00:36:01	資料としてこれで全部でいいのかというのはちょっとまた今後確認する必要があるんで、何か追加があれば、適時お伝えしますが現時点でその6点の資料はですね、今後審査、
00:36:12	最終段階で提出いただきたいので、ご準備の方お願いしたいと。
00:36:16	お願いします。
00:36:19	原子燃料工業内海でございます。
00:36:22	承知いたしました資料を準備いたします。以上です。
00:36:28	規制庁の数字です。
00:36:32	その他何か、
00:36:34	次、規制庁側からもしくは
00:36:37	事業者側から各位にすることがあったら発言をお願いします。
00:36:49	原子燃料工業でございます事業者側からは、ございません。
00:36:55	では、規制庁側からも特にありませんので、
00:36:59	これで本日のヒアリングを終了します。
00:37:03	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。